



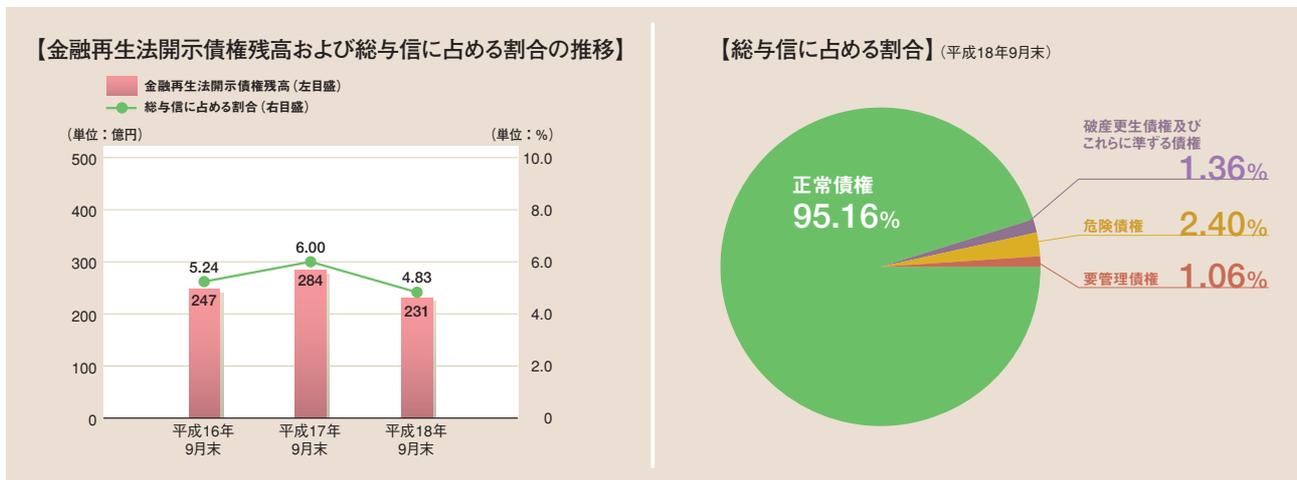
不良債権の状況 / 殖産銀行

Shokusan Bank

金融再生法開示債権

不良債権処理を積極的に推進しました結果、平成18年9月末の金融再生法に基づく開示債権額は231億円となり、前年と比較し53億円減少しました（減少率18.6%）。総与信に占める割合は4.83%となり、1.17%ポイントの改善となりました。なお、これらの債権の85.35%は貸倒引当金および担保・保証等により保全されております。

今後も引き続き企業の経営改善支援を強化するとともに、より厳格な償却・引当処理を行い、資産内容の健全化に努めてまいります。



保全状況

(金額単位：億円)

	債権額 (A)	保全額 (B)		保全率 (B/A)
		担保保証等	貸倒引当金	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	65	65	7	100.00%
危険債権	115	106	34	92.56%
要管理債権	51	25	8	50.26%
合計	231	197	49	85.35%

■ **破産更生債権及びこれらに準ずる債権** | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

■ **危険債権** | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

■ **要管理債権** | 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、構成比については端数を調整して表示しているものを含んでおります。



いつも、きらやかな笑顔が欲しいから

不良債権の状況 / 山形しあわせ銀行

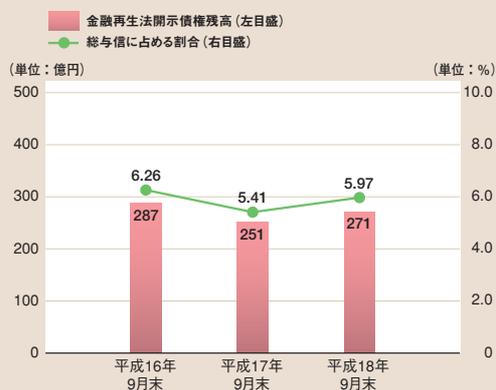
Yamagata Shiawase Bank

■金融再生法開示債権

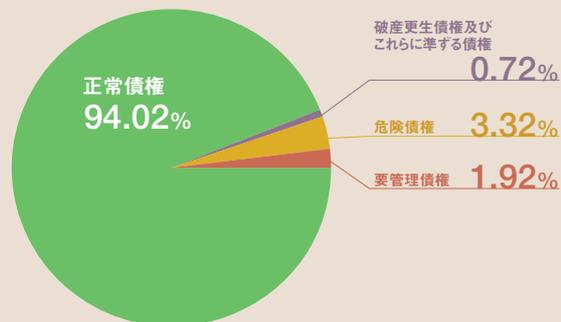
平成18年9月末の金融再生法に基づく開示債権額は、前年比19億円増加の271億円となりました。これらの債権の68.97%は貸倒引当金および担保・保証等により保全されています。

今後も引き続き厳格な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行うとともに、お取引先に対する経営支援を強化し、資産内容の良化に努めてまいります。

【金融再生法開示債権残高および総与信に占める割合の推移】



【総与信に占める割合】(平成18年9月末)



■保全状況

(金額単位：億円)

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	32	32	25	7		100.00%
危険債権	151	110	69	41		72.82%
要管理債権	87	44	26	18		50.69%
合計	271	187	120	66		68.97%

■破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

■危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

■要管理債権 | 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、構成比については端数を調整して表示しているものを含んでおります。